

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください！！

相談事例1

注文した覚えのない使い捨てマスク100枚が海外から宅急便で届いた。家族のだれかが注文したものと思い受け取ってしまったが、誰も注文していなかった。今後どうすればいいか。



ひとつアドバイス

一方的にマスクを送り付けて、後で高額な商品代金を請求する「送り付け商法」の可能性があります。マスクに限らず、身に覚えがない商品が届いても慌てて送付元に連絡しないようにしましょう。商品の購入申し込み（電話など口頭約束も含む）をしていなければ売買契約は成立していないので、お金を支払う必要も送付元に連絡する必要もありません。受け取ってしまった場合でも商品の送付があった日から14日間、使用せずに保管した後は処分しても法的に問題ありません。

不審なサイトへ誘導するSNSの書き込みや広告に注意！！

相談事例2

「マスクが買えるサイトがある」というSNSの広告を見て注文した。クレジットカード決済しか選択肢はなく、「クレジットカードはこちらにアクセスし登録してください」とURLのリンク先が記載されていた。不審なのでキャンセルしたい。

ひとつアドバイス

氏名や住所、電話番号、クレジットカード番号などの個人情報不正に取得されるフィッシングサイトの可能性があります。インターネット通販を利用する際は、SNSの書き込みや広告を鵜呑みにせず、リンク先の通販サイトの住所、電話番号表示や注文手続きに不審な点はないか慎重に確認しましょう。もし不審なサイト上でクレジットカード番号を入力してしまった場合は、早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。

5月は消費者月間です！

正しい知識を身に付け、賢い消費者になりましょう。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代)内線1129

相談日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます